

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間、48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるので、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から39年5月まで
② 昭和40年4月から42年2月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで
④ 昭和48年7月から同年9月まで
⑤ 昭和49年1月から同年8月まで

私の年金記録については、以前、社会保険事務所で確認したところ、昭和42年3月から5年間程が記録漏れしていたことが判明し統合されたが、それ以前の期間は納付が確認できなかった。父親が、年金の大切さを言っており、私の分も払ってしてくれたと思う。婚姻後は元夫と一緒に払っており、未納が有るのは納付できない。領収証等は無いが、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③及び④については、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付されている。また、申立期間⑤のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間については、申立人の保険料と一緒に納付していたとしている申立人の元夫は当該期間の保険料を納付済みであることから、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。
- 2 一方、申立期間のうち①及び②については、申立人は、当時、A市B区で申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の父親が保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確

定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月ごろ C 県 D 区で払い出されており、手帳記号番号払出簿には資格取得日は 42 年 3 月 27 日と記載されていることから、申立人は、申立期間①及び②については、国民年金に未加入期間となるため、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、昭和 54 年 1 月に A 市 B 区でも払い出された国民年金手帳記号番号が有り、この時点では国民年金被保険者資格取得日は、申立人が 20 歳となった 38 年 E 月 F 日であったことが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することはできず、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

- 3 申立期間⑤のうち、昭和 49 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人の元夫が自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は C 県 D 区において払い出されているが、当該手帳記号番号払出簿の備考欄には「不在 49」の記載が有ることから、同区においては、昭和 49 年度から申立人の居所を把握できなくなっていたことが推認できる上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、昭和 49 年 4 月 29 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の申立期間の保険料については納付されなかったとみるのが自然である。

- 4 申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から同年 9 月までの期間、48 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年8月までの期間、51年4月から同年6月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年8月まで
② 昭和39年2月から51年6月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

昭和39年2月の婚姻を機に、夫が私の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料の納付を開始した。当時、私は、夫と二人分の国民年金保険料を納付していた記憶が有り、社会保険庁の記録では、私だけ未納とされていることには、納得できないので記録の訂正をしてほしい。

また、国民年金保険料の納付記録の照会に対する平成19年11月28日付けのA社会保険事務所の回答では、私が昭和55年6月30日に特例納付により納付した申立期間①については、「厚生年金保険期間と重複していることが判明しましたので、後日、保険料を還付させていただきます。また、これによって加入月数が8月減ることになります。」との回答を受けたが、今になって還付など到底納得できない。保険料の払戻しなどしてもらふ必要は無いので、納付済みの期間とすべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、申立人が平成19年7月に国民年金保険料納付記録の照会申出を行うまでは、申立人は第3回目の特

例納付によって昭和 55 年 6 月 30 日に保険料を納付したことが社会保険事務所が保管する特殊台帳でも確認できるが、A 社会保険事務所は調査の結果、申立期間①は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険の被保険者期間であることが判明したため、平成 19 年 12 月 28 日付けで国民年金の被保険者資格取得日を昭和 39 年 1 月 26 日に記録訂正するとともに、申立期間①の保険料は平成 20 年 2 月 15 日に還付している。

しかし、行政側により適正に作成された納付書により申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間①の保険料を納付していたと長年確信していた申立人の心情に鑑みれば、上記の社会保険事務所の措置は信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 8 月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立期間当時、B 市では、国民年金に加入した場合、さかのぼって納付することが可能な過年度分の国民年金保険料についても、納付するよう勧奨するのが通例であり、申立人は、同年 10 月 16 日に、51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、昭和 52 年度の摘要欄に過年度保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印があることが確認できることから、申立人は申立期間②のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間③の保険料を納付書により納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間②のうち、昭和 39 年 2 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人からは、申立期間①の期間を除き、特例納付したとの主張は無い。

また、申立人は、昭和 39 年 2 月の婚姻を機に、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 53 年 8 月であるのに対し、夫の国民年金手帳記号番号の払出しは 36 年 9 月であることが確認でき、申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 8 月までの期間、51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和36年後半に国民年金手帳を受け取り、集金人が国民年金保険料を徴収に来たが、国民年金手帳が見当たらず、保険料を納付することができなかった。そのため、38年4月からは、集金人に現金で保険料を納付し領収書もらった記憶が有る。

また、昭和53年1月から同年3月までは、国民年金保険料を納付できなかった事情は無かったので、保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和53年1月から同年3月までについては、申立期間が3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①以降の国民年金加入期間について、申立人の妻と一緒に申立期間②を除き60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立期間に対応する昭和52年度の摘要欄に、申立人から、国民年金保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、①昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までについては、申立人は国民年金手帳を紛失していたため、集金人に現金で国民年金保険料を納付し、領収書を受領したと主張しているが、当時、A 市では現年度保険料については、領収書の発行は行っておらず、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押印していたことが確認できるなど、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和36年後半に国民年金手帳を受け取り、集金人が国民年金保険料を徴収に来たが、国民年金手帳が見当たらず、保険料を納付することができなかった。そのため、38年4月からは、集金人に現金で保険料を納付し領収書もらった記憶が有る。

また、昭和53年1月から同年3月までは、国民年金保険料を納付できなかった事情は無かったので、保険料が未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和53年1月から同年3月までについては、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①以降の国民年金加入期間について、申立人の夫と一緒に申立期間②を除き60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立期間に対応する昭和52年度の摘要欄に、申立人から、国民年金保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、①昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までについては、申立人は国民年金手帳を紛失していたため、集金人に現金で国民年金保険料を納付し、領収書を受領したと主張しているが、当時、A 市では現年度保険料については、領収書の発行は行っておらず、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押印していたことが確認できるなど、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、当時、大学生で一人で生活していた。国民年金保険料は両親に納付するよう言われていたので、20歳から納付していた。申立ての1か月のみ未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の被保険者の記号番号から、平成3年3月ごろと確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付により納付することとなるが、社会保険事務所は、未納保険料が有る場合、納付書を発行して納付勧奨していたことが確認できることから、申立人は、申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられるとともに、申立人は、申立期間直前の元年6月から同年11月までの期間及び申立期間直後の2年1月から同年5月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年1月から45年3月までの期間、47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで
② 昭和47年4月及び同年5月

私は、昭和45年ごろ母に勧められ国民年金に加入し、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。その際、国民年金手帳をすぐに交付してもらえなかったため、領収書もらった記憶が有る。その後、国民年金手帳をもらってからは、60歳ぐらいの足の悪い集金人に3か月ごとに納付し、国民年金手帳に印を押してもらっていた。

また、さかのぼって納付できることをA市の広報で知ったので、未納となっていた昭和43年1月からの国民年金保険料として2万5,000円ほどを納付した。未納とされていることに納得できないため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成12年4月から60歳になるまで保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、①昭和43年1月から45年3月までについては、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付できることをA市の広報で知ったので、B区C出張所で国民年金に加入し、さかのぼって2万5,000円ほどの保険料を納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年7月に払い出されていること、及び申立人が所持する

国民年金手帳の発行日が同年6月20日であることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、i) この当時、第1回目の特例納付が実施されていた時期であること、ii) A市が発行している「D誌」の同年5月号に特例納付の記事が掲載されていることも確認できること、iii) 申立人が、納付したとする保険料額は、過年度を含め申立期間の保険料を納付した場合の金額と、おおむね一致していることから、申立内容は具体的であり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間のうち、②昭和47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、現年度保険料として納付することが可能である上、加入手続を行った際、申立期間の保険料を納付し領収書をもらったとしている申立内容は、当時のB区C出張所における、国民年金の加入届受付事務及び保険料の収納事務の取扱いと一致していることが確認できることから、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月、国民年金に任意加入し、51年4月に国民年金任意被保険者資格喪失届をA県B市役所に提出し、資格喪失するまで国民年金保険料を納付した。申立期間について保険料が未納となっているが、当時、2歳であった長男を乳母車に乗せ、C銀行D支店で納付書により約3,000円の保険料を納付したと記憶している。

申立期間が未納になっているのは納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、C銀行D支店で3,000円ほどの保険料を納付したとしており、これは申立期間の保険料額とおおむね一致する上、申立人は、B市の保管する被保険者台帳から申立期間直後の昭和51年4月30日に国民年金任意被保険者資格喪失届を提出していることが確認でき、その当時、同市では、保険料の未納期間が有った場合、納付書を発行し納付勧奨することが確認されていることから、同喪失届を提出した際、納付書の発行を受けた申立人が申立

期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が開始された昭和36年に、A区役所から加入勧奨に来たので国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付している。また、申立期間の保険料は、同区役所から係員が集金に来て保険料を納付した際、国民年金手帳に検認印はもらっていないが領収書をもった記憶が有る。昭和36年度だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と一致している上、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する記憶が具体的であり、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、B市では、37年9月から集金人制度を実施していることが確認できる上、当時は、厚生省(当時)の通達に基づき、市町村において過年度の国民年金保険料を徴収することが可能とされていた時期でもあったことから、保険料を集金人に納付

したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が開始された昭和36年に、A区役所から加入勧奨に来たので国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付している。また、申立期間の保険料は、同区役所から係員が集金に来て保険料を納付した際、国民年金手帳に検認印はもらっていないが領収書をもった記憶が有る。昭和36年度だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、厚生年金保険から国民年金に切り替わった昭和61年3月分を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と一致している上、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する記憶が具体的であり、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、B市では、37年9月から集金人制度を実施していることが確認できる上、当時は、厚生省(当時)の通達に基づき、市町村において過年度納付分の国民年金保険料を徴収

することが可能とされていた時期でもあったことから、保険料を集金人に納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円、資格喪失日に係る記録を40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①については、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、申立期間②については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から同年10月19日まで
② 昭和40年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和41年5月28日から同年6月1日まで

A株式会社に昭和39年9月1日から40年4月30日まで勤務し、39年9月分及び40年4月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録は、39年10月から40年3月と記録されている。

また、B株式会社に昭和40年5月から41年5月31日まで勤務し、41年5月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録は、40年5月から41年4月と記録されている。以上のことから、全申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、両申立期間に係る昭和 39 年 9 月から 40 年 4 月までの全ての給与明細書を保管しており、同明細書によると、申立期間を含めてすべての期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間①については、39 年 9 月以降の給与明細書から、同年 9 月から継続して勤務していたことが認められる。さらに、申立期間②については、同年 9 月 1 日から 40 年 4 月 30 日まで勤務していたとする申立人の主張について、申立人から提出されている 39 年 9 月の給与明細書及び 40 年 4 月の給与明細書を他の月の給与明細書と比較したところ、諸手当について、同額が支給されており、同年 4 月 30 日までの勤務が推認され、同日は当時のカレンダーによると金曜日であり申立人の主張は合理性がある。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 株式会社にて昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 30 日まで勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間①の標準報酬月額については、昭和 39 年 9 月の給与明細書から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②の標準報酬月額について、昭和 40 年 4 月の給与明細書及び同年 3 月の社会保険庁の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、その結果、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

- 4 申立期間③について、申立人は、申立期間の給与明細書を保管しており、同給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立期間当時の関係者もいない上、同僚等も所在が確認できないため、申立期間に係る昭和 41 年 5 月 31 日までの勤務実態を確認することはできない。

また、申立てに係る雇用保険の記録では、申立人が昭和 41 年 5 月 27 日に離職しており社会保険事務所の記録と一致することから事業主は社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険の資格喪失届を行ったことが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年10月から12年9月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年10月から10年4月までの期間は26万円、同年5月から12年9月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年10月から12年9月までの期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から平成12年9月30日まで
昭和58年8月10日から平成12年12月4日までA有限会社に勤務したが、昭和61年ころから実際に受け取っていた給与額に較べて、標準報酬月額が著しく違うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間のうち平成8年10月から12年9月の期間における標準報酬月額は、9万2,000円と記録されているが、8年10月から10年4月までの標準報酬月額については、同年9月21日付けで8年8月27日に遡^{そきゅう}及して26万円から9万2,000円に訂正され、10年5月から同年9月までの標準報酬月額については、同年9月21日付けで同年5月25日に遡^{そきゅう}及して22万円から9万2,000円に訂正され、同年10月から12年9月の期間における標準報酬月額については、10年10月1日及び11年10月1日の標準報酬算定基礎届出で決定されていることが確認できる。

また、社会保険庁に記録されているA有限会社に係る厚生年金保険被

保険者記録を確認したところ、平成12年12月5日の全喪時に資格を喪失した8人の標準報酬月額^{そきゅう}は、申立人と同様に10年9月21日付けで遡及して訂正されたことが確認でき、同人を含む17人の標準報酬月額は、申立人と同様に10年5月の標準報酬月額変更届以降においては、9万2,000円で届出されている。

さらに、A有限会社において、申立人と同一の職種(運転手)、同一の勤務形態(常勤)で勤務していた同僚から提出された平成10年1月から同年6月分及び同年11月分、同年12月分の給与明細によると、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料2万820円が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録によると8年10月から10年5月においては、同僚についても標準報酬月額^{そきゅう}は遡及して9万2,000円に訂正され、10年5月の標準報酬月額変更届以降においては、9万2,000円で届出されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成8年10月から10年4月までの期間は、その主張する標準報酬月額(26万円)、また、同年5月から12年9月までの期間は、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人における社会保険庁の記録及び同僚の給与明細において確認できる保険料控除額から、平成8年10月から10年4月までの期間は26万円、同年5月から12年9月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間において一致していないと認められることから、事業主は、同給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和61年10月1日から平成8年9月30日までの期間については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、訂正等不自然な処理を行った形跡はみられず、当該事業所及び申立人が当該事業所の倒産時の管財人であったと供述する法律事務所に照会しても、申立人

の給与から控除されている厚生年金保険料が、社会保険庁の標準報酬月額
の記録と異なった金額が控除されていた事実は確認できなかったため、
申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に主張する標準報酬
月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた
ことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで

私は、昭和54年11月から平成13年2月までの期間、株式会社A（現在は株式会社B。）に継続して勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、私は、申立期間の給与明細書を所持しており、これには厚生年金保険料が控除されていたことが記載されているので、当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書の記載及び複数の元役員の供述から、申立人が株式会社Aに昭和63年12月31日から64年1月1日までの期間においても勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年11月の社会保険庁の記録及び同年12月分の給与明細書の記載から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、控除した保険料を預かり金として処理し、その翌月に納付しており、保管する申立期間の納入告知書の記載からも、納付の事実が確認できると主張しているが、当該資料からは申立人に係る申立期間の保険料が納付された事実を確認することができないほか、事業主が資格喪失日を昭和 64 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 63 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から同年 10 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 4 月から同年 6 月までを 1 万 2,000 円、同年 7 月から同年 10 月までを 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 21 日に株式会社 A に入社、平成 7 年 6 月 22 日に退社するまで継続して勤務していた。昭和 39 年 4 月から同年 10 月まで給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録は同年 11 月に被保険者資格を取得したことになっている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書の記載から、申立人が申立期間において株式会社 A に継続して勤務していたことは認められ、申立期間における同給与明細書の厚生年金保険料の控除の方法から推定すると、当月控除であると考えられるため、申立期間のうち昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、昭和 39 年 4 月から同

年6月までを1万2,000円とし、同年7月から同年10月までを1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡し、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は株式会社B。以下同じ。)に係る申立期間①の同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和21年2月13日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日、A株式会社における資格喪失日に係る記録を、同年2月13日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は130円、同年4月は390円、同年5月及び同年6月は360円とすることが必要である。また、申立期間②の同社D工場における資格取得日に係る記録を24年12月1日、資格喪失日に係る記録を26年10月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を24年12月から26年9月まで8,000円とすることが必要である。さらに、申立期間③の同社E工場における資格喪失日に係る記録を、36年4月1日と訂正し、申立期間③の同年3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から同年6月30日まで
(A株式会社C工場)
② 昭和24年12月1日から26年9月30日まで
(A株式会社D工場)
③ 昭和36年3月31日
(A株式会社E工場)

昭和18年4月にA株式会社に入社し、48年3月に子会社のF株式会社に転籍するまで継続して勤務していたが、①C工場に勤務した21年2月1日から同年6月30日まで、②D工場に工場長として勤務した24年12月1日から26年9月30日まで、③E工場からG支社に転勤した

36年3月31日の記録が空白となっている。A株式会社に終身雇用で勤務していたので全期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社C工場に係る申立期間①については、同社の財務・経理業務を担当する同社の子会社株式会社Hに保管されている「労働者名簿」及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和21年2月13日にA株式会社から同社C工場に異動し、同年7月1日に同社C工場から同社I工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社C工場に係る申立期間①の標準報酬月額については、申立期間における申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和21年2月及び同年3月は130円、同年4月は390円、同年5月及び同年6月は360円とすることが妥当である。

- 2 A株式会社D工場に係る申立期間②については、「労働者名簿」及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和24年12月1日にA株式会社I工場から同社D工場に異動し、26年10月1日に同社D工場から同社J支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社D工場に係る申立期間②の標準報酬月額については、「労働者名簿」に記載された当時の賃金額から、昭和24年12月から26年9月まで8,000円とすることが妥当である。

- 3 A株式会社E工場に係る申立期間③については、「労働者名簿」及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年4月1日にA株式会社E工場から同社G支社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社E工場に係る申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る昭和36年2月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

- 4 なお、A株式会社C工場に係る申立期間①及び同社D工場に係る申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は不明としているが、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年2月から同年6月及び、24年12月から26年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、A株式会社E工場に係る申立期間③については、事業主から当該社会保険事務所へ資格の喪失に係る届出が昭和36年4月1日付けで行われたにもかかわらず、社会保険事務所でその日付を同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月22日まで

私は、A株式会社及び同社の関連会社に昭和32年2月21日に入社以来、53年8月20日に退社するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、同社から同社の支店であるB支店に異動する際、40年3月21日から同年4月22日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管している給与明細書の記載及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和40年3月21日にA株式会社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店の昭和40年4月の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び同年4月分の申立人が保管している給与明細書の記載から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年3月21日、資格喪失日が平成元年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B工場における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成元年4月30日にA株式会社B工場から株式会社Cに転勤した。厚生年金保険料については、同社B工場の同年4月分給与及び株式会社Cの同年5月分給与から、それぞれ控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険の被保険者記録については、同工場が、申立人の同工場から株式会社Cへの転勤時に作成された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を確認の上、当時の事務処理誤りを理由として、平成元年4月30日から同年5月1日への資格喪失日訂正届を20年10月4日付けでD社会保険事務所に提出

し、当該届出に基づき同社会保険事務所は、厚生年金保険の資格喪失日を元年4月30日から同年5月1日に訂正している。ただし、社会保険庁は、当該訂正においては、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとしている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA株式会社人事本部が保管する申立人の「64年個人別給与台帳」から、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成元年5月1日に、A株式会社B工場から株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録の訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B工場における資格喪失日を平成元年5月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年4月の資格喪失時点における社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成元年4月30日として届け出たため、20年10月4日付けで理由書を添付の上、社会保険事務所に訂正の資格喪失届を提出していることから、正しい届出をしていなかったことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る元年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金は支給済みとの回答であったが、私は受け取った記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている男性で、脱退手当金の受給資格が有る27人のうち、25人の厚生年金保険資格喪失日はすべて昭和20年8月26日であり、被保険者名簿に「脱」表示が有る9人について、被保険者名簿に脱退手当金の支給決定日と考えられる「S22.3.18」又は「S22.3.19」の記載が有ることから、脱退手当金の請求に関し事業主の関与が有ったことは否定できないが、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年7か月後の22年3月19日に支給決定されている上、受給資格が有る他の18人については「脱」表示が無く、オンライン記録にも脱退手当金の支給記録が無いことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、社会保険業務センターには、申立人について、A株式会社B製作所の被保険者期間に係る被保険者台帳とは別に、C株式会社D鉱業所D炭鉱の被保険者期間に

係る被保険者台帳が保管されており、当該台帳には、資格取得日が昭和21年9月10日、資格喪失日が同年10月12日と記載されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金の支給決定日は22年3月19日であることから、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給決定日より近い被保険者期間を失念することは不自然であり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、上記の脱退手当金の受給資格が有る27人のうち、申立人を含む9人について被保険者名簿に「脱」表示が有り、このうち6人についてオンライン記録に脱退手当金の支給記録が無いが、6人のうち、脱退手当金の支給決定日が厚生年金保険被保険者期間中であり、脱退手当金の支給要件に該当しない者3人を除く残りの3人については、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年10月までの期間、55年4月から57年3月までの期間及び58年6月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から53年10月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 昭和58年6月から60年1月まで

申立期間①については、A県B区に居住しており、この時は元夫が厚生年金保険被保険者であったので、任意加入して国民年金保険料を納付していた。

申立期間②及び③については、納付時期や納付金額は不明だが、他界した母親が妹の分と一緒にC銀行及びD郵便局又はE郵便局で国民年金保険料を納めていたはずなので未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 2 申立期間①昭和51年7月から53年10月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は54年2月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、申立人の国民年金被保険者資格取得日は53年11月27日であることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付することが

できなかつたものと考えられる。

また、申立期間②昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までについては、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与していないため保険料の納付時期や納付金額が不明である上、申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妹も申立期間の保険料が未納であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間③昭和 58 年 6 月から 60 年 1 月までについては、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間は保険料の申請免除期間とされており、F 市の保管する国民年金被保険者収滞納一覧表の記録とも一致する上、当時、G 県内に居住していた申立人の保険料を、H 県内に居住していた申立人の母親が納付したとは考え難く、申立内容は不合理である。

- 3 申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

60歳の時に区役所で「全額納めているので60歳で年金をもらおうと3万円ちょっとですが、65歳からだとも7万円と少しもらえますよ。」と言われたのを覚えている。年金が余りにも少なく、未納期間が有ることを知った。さかのぼって大金を支払った記憶も有るので、未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はさかのぼって多額の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は昭和49年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと考えられ、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は昭和48年12月20日に同年4月から12月までの現年度保険料を納付するとともに、同年同月22日には、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、45年4月から48年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できる。この納付は、申立人が国民年金老齢基礎年金を受給するために必要な納付期間である25年を満たすために、45年4月にさかのぼって行われたものと推認でき、申立人の夫についても、老齢年金受給資格である24年を満た

すために 40 年 10 月にさかのぼって特例納付及び過年度納付したことが確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人は 60 歳の時点において、国民年金保険料を全額納付していると区役所で説明されたと主張しているが、申立人は 60 歳で高齢任意加入していることが確認できることから、この時点では、未納期間が有ることを認識していたと考えられ、申立内容は矛盾している。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年6月までの期間、同年7月から53年3月までの期間及び同年4月から54年5月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から50年6月まで
② 昭和50年7月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から54年5月まで

昭和43年にA県B町で夫と一緒に国民年金に加入して以来、国民年金保険料の納付を続けてきた。C市等への転居時も国民年金の手続を行い保険料を納付してきたので、納付が認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間①、②及び③については、申立人は、申立人の夫の異動に伴ってC市、D市及びE市に居住し、その都度、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、E市が保管する被保険者名簿において、昭和46年3月2日に喪失した加入資格を54年6月11日に同市F区役所において再取得したことが確認でき、申立人の加入資格は任意であることから、申立期間は国民年金に未加入期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、住所が記載されているのは申立期間前に居住していたG県H市とE市のみであり、C市及びD市の記載は無く、これは申立人が所持する年金手帳の住所欄の記載とも一致し、申立人は両市において国

民年金の加入手続を執っていなかったものとするのが相当である。

さらに、申立期間③については、申立人は昭和 53 年 4 月に E 市に転居し、その時点から国民年金保険料の納付を行ってきたと主張しているが、同市が保管する被保険者名簿において、「54 年 6 月 9 日に I 県から転入」と記載されていることから、転居とともに保険料を納付することはできなかったとみるのが相当である上、同名簿でも申立期間は未納となっていることから、申立内容とは符合しない。

- 3 申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から50年8月まで
婚姻後、国民年金に加入し、義父が夫の国民年金保険料と一緒に納付してきたので、未納とされるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人若しくは申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻後、申立人の義父が、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月にA区で払い出されているが、申立人の手帳記号番号は50年10月にB区で払い出されているものであることから、申立人の義父が申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付してきたとの申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の年金手帳には、初めて被保険者になった日が昭和50年9月29日と記入されていることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、申立人の加入資格は所持する年金手帳において任意加入とされており、この時点において申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたとみるのが相当である。

なお、申立期間について、申立人は本来、強制加入期間であり、特例納付又は過年度納付が可能であるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人について婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、夫から国民年金には昭和36年から一緒に加入し、国民年金保険料の支払いをしていたと聞き、このことを私の日記にも記載している。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は43年11月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立人の夫から昭和36年4月から一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞き、このことを自分の日記にも記載していると主張しているが、この日記は、申立人の夫の死亡後である平成15年9月になって記載されたものであるなど、これをもって納付したと推認するに足るだけの資料とみることは困難である上、申立人の夫は、昭和39年4月まで厚生年金保険の被保険者であったことが

確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年2月から6年8月までについては、国民年金の第3号被保険者であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から6年8月まで

私は、平成2年8月から3年1月までについては、国民年金保険料をA市B区役所で納付したにもかかわらず、19年12月に、受給していた老齢基礎年金が当該期間の相当分として7万562円減額されたことは納得できない。

また、夫は、平成6年8月までC社に勤務していたので、国民年金の第3号被保険者に該当していると思うため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち、平成2年8月から3年1月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年1月までの国民年金保険料を、A市B区役所で納付したと主張しているが、同市が保管する国民年金収滞納リストでは、当該期間は第3号被保険者期間とされており、第3号被保険者から第1号被保険者に種別が修正されたのは19年7月18日であることが、社会保険庁のオンライン記録で確認でき、この時点では、当該期間は既に時効により納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人が受給していた老齢基礎年金が、平成 19 年 12 月に減額されたのは、上記の資格の修正がされたことにより、国民年金保険料納付済の月数が減じたことによるものであり、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間のうち、平成 3 年 2 月から 6 年 8 月までについては、申立人は、3 年 2 月に 60 歳に到達したことにより、国民年金の被保険者期間を満了している上、国民年金の第 3 号被保険者の資格は、厚生年金保険等に加入している配偶者に扶養されている場合であるが、申立人の夫は、2 年 D 月に満 65 歳に達したことにより、厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できることから、当該期間は、制度上、国民年金の第 3 号被保険者となることはできない。

加えて、申立人の氏名について、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成 2 年 8 月から 3 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、平成 3 年 2 月から 6 年 8 月までについては、国民年金の第 3 号被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年5月まで

私は、昭和44年12月ごろに、サラリーマンの妻も国民年金に加入できることを広報で知り、国民年金に加入する手続をA区B出張所で行った。国民年金保険料額は覚えていないが、60歳ぐらいの足の悪い集金人に毎月納め、領収書をもらっていたが、その後は3か月ごとの集金になり、国民年金手帳に印が押されていた。

また、さかのぼって納付できることを知り、その時期に、長女と一緒に集金人にさかのぼって納付したことも記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月ごろに、サラリーマンの妻も国民年金に加入できると知ったので、A区B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年7月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の国民年金被保険者資格は、同年6月20日任意加入とされており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳においても資格取得日は同日との記載も有ることから、申立期間は未加入の期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者は

おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たちは昭和36年2月に結婚し、A市B区に居住していた。国民年金保険料は、結婚後、集金人が勧誘に来たので同年4月から毎月100円を集金人に納付した。当時は手帳は無かったので、縦3センチメートル横8センチメートルぐらいの領収書を受け取り、集金人からは、手帳は無いが台帳に記入するので間違いは無いと言われたことを鮮明に記憶している。当時の領収書は捨ててはいないはずだが、38年にC市に引っ越しする際に紛失したのではないかと思う。

なお、夫婦共に昭和44年4月及び同年5月は国民年金手帳に検認印が有るのに未納となっていたが、同手帳を提示し、社会保険事務所で納付済みと認められた経緯も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区に居住していた昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の所持する国民年金手帳には、夫婦共に、「昭和39年3月18日発行」と記載されており、同日に同年3月の保険料が納付されていることが確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間となり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からも申立期間について、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和 36 年 4 月から 38 年の夏ごろまで国民年金保険料を、当時居住していた A 市 B 区において、集金人に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が所持する領収証書から、37 年 4 月から 38 年 1 月までの保険料を 39 年 5 月 28 日に、38 年 2 月から 39 年 2 月までの保険料を 40 年 3 月 12 日に、それぞれ過年度納付したことが確認でき、集金人は過年度保険料を取り扱えないことから、申立内容は不自然である。

なお、申立人夫婦は、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の申立期間である昭和 36 年度分は割印によって検認台紙が切り取られているのは納付した証拠であるとも主張しているが、国民年金手帳の契印は、上記の国民年金手帳の発行時点で不必要な検認台紙を切り離す際に押印されたものであり、このことをもって同年度の国民年金保険料が納付されたことを示すものではないものと考えられる。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たちは昭和36年2月に結婚し、A市B区に居住していた。国民年金保険料は、結婚後、集金人が勧誘に来たので同年4月から毎月100円を集金人に納付した。当時は手帳は無かったので、縦3センチメートル横8センチメートルぐらいの領収書を受け取り、集金人からは、手帳は無いが台帳に記入するので間違いは無いと言われたことを鮮明に記憶している。当時の領収書は捨ててはいないはずだが、38年にC市に引っ越しする際に紛失したのではないかと思う。

なお、夫婦共に昭和44年4月及び同年5月は国民年金手帳に検認印が有るのに未納となっていたが、同手帳を提示し、社会保険事務所で納付済みと認められた経緯も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区に居住していた昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の所持する国民年金手帳には、夫婦共に、「昭和39年3月18日発行」と記載されており、同日に同年3月の保険料が納付されていることが確認でき、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間となり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からも申立期間について、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和 36 年 4 月から 38 年の夏ごろまで国民年金保険料を、当時居住していた A 市 B 区において、集金人に納付していたと主張しているが、申立人夫婦が所持する領収証書から、37 年 4 月から 38 年 1 月までの保険料を 39 年 5 月 28 日に、38 年 2 月から 39 年 2 月までの保険料を 40 年 3 月 12 日に、それぞれ過年度納付したことが確認でき、集金人は過年度保険料を取り扱えないことから、申立内容は不自然である。

なお、申立人夫婦は、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の申立期間である昭和 36 年度分は割印によって検認台紙が切り取られているのは納付した証拠であるとも主張しているが、国民年金手帳の契印は、上記の国民年金手帳の発行時点で不必要な検認台紙を切り離す際に押印されたものであり、このことをもって同年度の国民年金保険料が納付されたことを示すものではないものと考えられる。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 14 日から 56 年 1 月 4 日まで
国民年金被保険者台帳に記載されているとおり、昭和 54 年 12 月 14 日から 56 年 1 月 4 日の間は、A 市 B 町に住んでおり、有限会社 C に勤務していたことは間違いないので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び D 県 E 振興会の保管する検査主任選任届により、申立人が申立期間に有限会社 C に勤務していたことは確認できるが、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、申立人は、健康保険被保険者証の交付を受けておらず、事業主が社会保険事務所への届出を怠っていたのではないかと述べている。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立人は F 県 G 郡 H 村に在住していた昭和 42 年 2 月 12 日に国民年金に加入し、その後、申立期間である 54 年 12 月 14 日から 56 年 1 月 4 日の間において、A 市 B 町に住所変更し、申立期間を含む 42 年 4 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する有限会社 C に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録

が欠落したものとは考え難い。

また、有限会社Cは、既に解散しており、元事業主に照会しても回答を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について申立ての事実を確認することはできない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで
② 平成 7 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 平成 8 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 9 月 30 日までの株式会社 A、7 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの株式会社 B 及び 8 年 1 月から同年 5 月の株式会社 C で勤務した期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、各々の事業所からの給与の振込が確認できる預金通帳があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 全申立期間について、社会保険庁の記録によると、申立人は国民年金第 3 号被保険者となっており、申立人も夫が加入する共済組合の被扶養家族であったと述べているが、制度上同時に 2 つの年金制度に加入することはできないため、厚生年金保険被保険者であったとする申立人の主張は不合理である。

また、全申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者としての記録は確認できない。

2 株式会社 A に係る申立期間①及び株式会社 C に係る申立期間③について、両事業所からの給与振込が確認できる預金通帳及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できるが、両事業所は既に破産しており、両事業所を含む D グループの破産管財人に照会したものの、申立てに係る事実については不明と回答があり、次

のことからも申立てに係る事実を確認することはできない。

- (1) 申立期間①については、平成5年10月に株式会社Aに入社したと供述している同僚の同事業所における厚生年金保険資格取得日は、6年6月16日となっており、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていないことがうかがえる。
 - (2) 申立期間③については、社会保険庁の記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成9年1月1日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない。
- 3 株式会社Bに係る申立期間②については、当該事業所からの給与振込が確認できる預金通帳により、申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できるが、申立てに係る事業所は既に解散し、元事業主の所在も不明であることから、申立てに係る事実を確認することはできない。
- 4 社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②に係る事業所における厚生年金保険の記録において、申立人の申立期間における記録は確認できない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 31 年 9 月 30 日から同年 12 月 18 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 5 日から 48 年 1 月 6 日まで
④ 昭和 48 年 9 月 21 日から 50 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①に係る A 株式会社 B 営業所に勤務した期間、申立期間②に係る C 株式会社（現在は、D 株式会社。以下同じ。）に勤務した期間、申立期間③及び④に係る E 株式会社に勤務した期間について、厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。申立期間①の期間については、目いっぱい働き、ある程度高額給料を受けていたので、加入記録が無いことは理解できない。また、申立期間②から④までの期間においても、転職に際しほとんど間を空ける事無く働いたので、一部期間の記録が無いのは納得できない。

全申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 株式会社に係る申立期間①について、同僚の供述から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記同僚の供述においても明確な勤務期間は不明である上、申立人自身も正社員になり健康保険証を受けたのは、運転免許証を取得した昭和 28 年 11 月 17 日より後であると供述していることから、運転免許証取得以前の申立期間については、健

康保険及び厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時A株式会社B営業所及び同社B営業所を管轄する同社F支店に勤務していた複数の従業員に照会したところ、3人の事務職員が、「当時申立人は中学生であり、正社員として雇用することは無い。」と供述していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、A株式会社F支店に照会したが、申立てに係る事実を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実については確認できない。

加えて、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

- 2 C株式会社に係る申立期間②について、申立人が、当該事業所に勤務していたことは、複数の同僚の供述から推認できるが、上記複数の同僚の供述においても、申立人の具体的な入社時期については記憶に無いとしているため、申立期間当時の勤務期間等は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の事実を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていないため、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実の有無については確認できない。

- 3 E株式会社に係る申立期間③及び④について、当該事業所は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会しても申立てに係る事実を確認できない上、当時、当該事業所の経理を担当していた税理士に照会しても、申立期間当時の事実を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が当該事業所に勤務していたことは、申立期間当時の役員等の供述から推認できるが、上記役員等の供述においても申立人の勤務期間等は、明確ではないため、申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人が厚生年金保険の第4種被保険者の加入手続の際に社会保険事務所に提出した「理由書」には、「昭和29年2月1日から46年5月4日まで厚生年金番号はずっと一緒に、その後新たに48年1月6日から同年9月21日まで勤めた場所で厚生年金番号をもった。」と記載されていることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険加入期間が確認できる。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても給与明細書等の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月6日から23年5月3日まで

私は、A株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）に勤務し、終戦当時はC市の支社に出張して仕事を教えていた。戦争が終わってD市に戻ったが、E国兵が来るということで、兵器などを処分するため終戦後も勤務していた。昭和23年5月3日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の後継企業であるB株式会社に照会したところ、「当時の関連資料が無いため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時の同僚に照会しても、申立期間において申立人の勤務実態を確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前の記載は無く、上記名簿の作成前の厚生年金保険被保険者台帳においても昭和19年1月16日に資格取得し20年9月6日付け解雇により資格喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 5 日から同年 6 月 25 日まで
② 昭和 38 年 10 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は昭和 33 年 4 月 5 日から同年 6 月 25 日までA社で、38 年 10 月 20 日から 39 年 4 月 1 日までB株式会社で、同年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで株式会社Cで働いたのに、厚生年金保険の記録が一切無いので当該被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①において、申立人はD県E市に所在した同事業所に入社し、F株式会社G製作所の構内で、同社G製作所の下請けの仕事をしていたと供述しているため、F株式会社G製作所の後継事業所であるF株式会社H事業所に対し照会したが、A社の所在等は確認できなかった。

また、社会保険庁の記録においても、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

さらに、申立人はA社の事業主及び同僚の氏名等を記憶していないため特定できず、申立てに係る事実を確認することができない。

2 B株式会社に係る申立期間②については、申立人が申立期間②において、同社で働いていたことについては、申立期間当時の同僚の供述から推認できるものの、上記同僚及び申立人の供述においても申立人の勤務期間は明確ではなく、申立人の正確な勤務実態は確認できない。

また、B株式会社の後継事業所であるI株式会社は既に廃業しているため、

廃業時の代表者に対し照会したが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の経理担当者の所在も不明であり、関連資料等も保管されていないと回答していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立期間当時B株式会社に勤務していた従業員に照会しても申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

- 3 株式会社Cに係る申立期間③については、申立人が申立期間③において、同社で働いていたことについては、申立人が事業主および当該事業所の状況を詳細に記憶していることから、当該事業所で勤務していた可能性はあるが、申立期間当時の当該事業所で勤務していた複数の従業員の供述においても、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、申立人はJ部門に出向したと供述しているが、申立期間当時の株式会社Cの管理職は、上記事業は当該事業所の申立期間当時の社長が個人的な事業として行ったもので、当該事業所及び従業員も関与していないと供述していることから、当該事業所が申立人の厚生年金保険の加入手続を行っていないことがうかがえる。

- 4 申立期間②のB株式会社及び申立期間③の株式会社Cに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

- 5 申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 9 日から同年 3 月 8 日まで

私は、A株式会社にて高校卒業前の実習期間から勤務していた記憶があり、また、私が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日が昭和 34 年 2 月 9 日となっているが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者取得日は同年 3 月 9 日となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管していた昭和 34 年度分所得税源泉徴収票兼賃金台帳(写)によると、申立人が昭和 34 年 3 月 9 日に入社し、同年 3 月分の給与(労働日数 11 日分)から 34 年 2 月分の健康保険及び厚生年金保険の保険料が控除されていないことが確認できることから、申立期間において申立人が勤務していた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳払出番号票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 34 年 3 月 9 日と記載されており、上記事業所が保管していた賃金台帳の入社年月日と一致することから、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日が同年 2 月 9 日となっていることについては、社会保険事務所において上記被保険者証に印字されている資格取得日を誤って押印したことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(A)
② 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(B)
③ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(C)
④ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(D又はE)
⑤ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(F)
⑥ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(G)
⑦ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(H)
⑧ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(I)
⑨ 昭和30年12月19日から38年11月20日まで
(J)
⑩ 昭和47年8月22日から48年1月10日まで
(K染工)

私は、昭和30年12月19日から38年11月20日までの間に、A、B、C、D又はE、F、G、H、I及びJという各染工場で働いていたが、そ

の間の厚生年金保険の加入記録が無い。各々の事業所で働いた順番、事業所ごとの勤務期間などの記憶については定かで無いが、働いていたことは確かである。

また、昭和 47 年に L 染工場を辞めた後、M 染工に行くまでの間（昭和 47 年 8 月 22 日から 48 年 1 月 10 日まで）は K 染工に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 N 市 O 区で「A」名を有する染工場に係る申立期間①については、A 染工場（N 市 O 区）が社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所と確認できるが、当該事業所は昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることから、それ以降の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立期間当時の事業主も不明であり、申立期間当時の関連資料の存否も不明であるため申立てに係る事実は確認できない。

さらに、A 染工場の元従業員に照会しても、申立てに係る供述を得ることはできなかった。

2 N 市 P 区においてそれぞれ「B」名を有する染工場に係る申立期間②、「C」名を有する染工場に係る申立期間③、「G」名を有する染工場に係る申立期間⑥及び同市 Q 区内で「F」名を有する染工場に係る申立期間⑤については、社会保険庁の記録においては当該事業所が適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

また、申立人は事業主、同僚の氏名などを記憶していないため、申立事業所等を特定することができず、申立てに係る事実を確認することができない

3 N 市 P 区で「D」名を有する染工場に係る申立期間④については、D 染工場（P 区）が社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所と確認できるが、当該事業所が新規適用事業所となった日は昭和 51 年 8 月 9 日であることから、それ以前の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、D 染工場は昭和 54 年 10 月 23 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、事業主の親族に照会したが、「申立期間当時の書類は無く、申立人については覚えが無い。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

さらに、当該事業所の元従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることもできない。

加えて、N市P区で「E」名を有する染工場については、社会保険庁の記録においては適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

- 4 N市P区で「H」名を有する染工場に係る申立期間⑦については、有限会社R（N市P区）が社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所と確認できるが、当該事業所が新規適用事業所となった日は昭和56年5月1日であることから、それ以前の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所の現在の事業主に照会したところ「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、書類等は残っていない。申立人の名前も覚えが無い。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

- 5 N市P区で「I」名を有する染工場に係る申立期間⑧については、I染工場（N市P区）が社会保険事務所の記録において、昭和33年12月1日新規適用事業所となり34年3月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の親族に照会しても「申立期間当時の書類は残っていない上、申立人については覚えが無い。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また、当該事業所の元従業員に照会しても申立てに係る事実を確認するための供述を得ることもできない。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

- 6 N市P区で「J」名を有する染工場に係る申立期間⑨については、J染工場（N市P区）が社会保険事務所の記録において、昭和30年4月1日新規適用事業所となり36年5月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、関係資料の存否も不明であることから、申立てに係る事実は確認できない。

また、J染工場の元従業員に照会しても、申立人については記憶しておらず、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人

の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間中に株式会社Sの厚生年金保険の加入記録があることからみても、申立てについては合理性に欠ける。

- 7 K染工に係る申立期間⑩については、申立人がK染工で働いていたことについては、申立期間当時の事業主及び同僚の供述から推認できるが、上記事業主及び同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確でなく、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ「事業を廃止して10年以上になり、申立期間当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間のうち昭和47年9月1日から48年1月1日までの期間について、国民年金保険料の免除申請を行っていることから、47年9月1日から48年1月1日までの期間に係る申立てについては合理性に欠ける。

また、申立人はK染工における雇用保険の加入記録において、申立期間外ではあるが当該事業所において、昭和45年6月1日から47年3月31日まで勤務していたことが認められるが、上記期間についても、申立期間当時の事業主及び同僚の供述においては申立人の勤務実態は明確でなく、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため当該期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、昭和45年4月1日から47年8月1日まで国民年金保険料の免除申請を行っていることから、45年4月1日から47年8月1日までの期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

- 8 申立人は、いずれの申立期間についても、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
私が A 株式会社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていない。自分の記憶としては昭和 43 年 7 月に入社し、59 年 12 月に退職するまで勤務しており、申立期間を退職しているようなことは無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に照会したところ、同社は当時の関係資料を既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料は無く、申立期間当時の同僚からも申立人の勤務実態等に関する明確な供述を得ることができなかつたため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、雇用保険の記録において、申立人は、昭和 54 年 10 月 30 日に A 株式会社を退職し、その後 55 年 9 月 8 日に再び同事業所において被保険者となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日が同一時期である上、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において最初に厚生年金保険被保険者となった時の年金手帳記号番号と、その後資格喪失した後に、再度資格取得した時の年金手帳記号番号が相違していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行ったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたこと

に関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで
私は、昭和 41 年 3 月に大学を卒業し、同年 6 月から 45 年 6 月まで A 鉄道 B 局の C 病院（現在は、D 株 C 病院。）で勤務していた。同病院勤務期間中は、A 鉄道の共済組合に加入しており、同共済組合から健康保険証の交付を受けていたはずであるが、社会保険庁に移管されている厚生年金保険の記録では、43 年 1 月 1 日からの加入となっており、納得がいかないなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚医師等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、昭和 43 年 1 月 1 日以前から C 病院に勤務していたことが推認できるが、同病院及び独立行政法人 E が保管する人事記録等には、申立人は、同年 1 月 1 日付けで B 局勤務及び C 病院 F 科医員を命ぜられ、45 年 5 月 31 日付けで退職していることが記録されており、この人事記録で確認できる申立人の勤務期間は、社会保険庁に移管されている G 共済組合の厚生年金保険被保険者記録における加入期間と一致しているため、申立人が申立期間同時に G 共済組合の被保険者（現在は、厚生年金保険制度に統合され、厚生年金保険の被保険者。）であった事実は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚に対し、当時の C 病院における勤務実態等について照会したところ、「当時、新たに採用される医師には、見習勤務の期間があり、正式採用されるまでの間は共済組合に加入できなかった。」との回答もあることから、当時、C 病院においては、勤務している

医師の全てについて共済組合に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D株式会社に照会したところ、申立期間当時、A鉄道では職員発令前の臨時雇用員等については、G共済組合への加入手続を行っておらず、勤務箇所又はH局の単位で厚生年金保険被保険者として届出していたとしていることから、社会保険事務所が保管するB局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人に該当する記録は無く、健康保険の番号も連続していることから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 30 日まで
昭和 55 年 10 月から 58 年 4 月までの期間、A 株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち少なくとも一部の期間において、A 株式会社に勤務していたことは認められるが、同社に照会したところ、申立期間当時の関連資料は保管されていないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、A 株式会社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、同社の寮に入っていた従業員については、短期間で退職することが多かったことから、入社してすぐには厚生年金保険の加入手続を行わない場合があった旨供述しており、当時の同僚も、寮に入っていた従業員は厚生年金保険に加入していなかった者が多かった旨供述している。

さらに、同僚の一人が昭和 58 年の年賀状送付のため、上記社会保険事務担当者に 57 年 11 月ごろに作成を依頼したとする A 株式会社従業員の住所録は、申立期間当時に作成されたものと推認できるが、この住所録に記載されている 37 人のうち 7 人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、当時、同社においては、すべての従業員

について、厚生年金保険の加入手続を行う取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間当時、市町村が発行した医療保険の被保険者証を所持していたと供述していることから、国民健康保険に加入していた可能性がある。

また、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所から、脱退手当金を銀行振込で支給されていると言われたが、A株式会社を退職した当時は、預金通帳は1冊も持っていなかった。

また、A株式会社の社内規則では、重要書類には本人の署名、捺印が励行されていたが、退職時に、脱退届を書いた記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の「振込希望金融機関店舗名」欄に「B銀行C支店」の記載があり、「45.6.16 小切手交付済」の押印があることから、国庫金送金通知書により、B銀行C支店（現在は、D銀行C支店）の窓口で脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 45 年 3 月の前後に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 14 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる 7 人全員が資格喪失日の約 1 か月から 3 か月後に支給決定されており、支給記録が確認できる 3 人のうち 2 人が「事業所が代理請求を行っていた。」と供述している上、脱退手当金裁定請求書の「事業所の名称、所在地」の欄に、事業所のゴム印が押されていることを踏まえると、事業主による代理請求がな

されたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和45年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 39 年 5 月 5 日から 40 年 3 月 21 日まで
(株式会社BのC工場)
③ 昭和 40 年 3 月 21 日から同年 4 月 16 日まで
(D株式会社)
④ 昭和 40 年 6 月 16 日から 41 年 9 月 1 日まで
(株式会社EのF課)
⑤ 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
(G株式会社H支社)

社会保険事務所で、脱退手当金を受給していると言われたが、当時は社会保険事務所へ行った記憶も受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

G株式会社H支社の被保険者名簿によると、申立人の被保険者台帳記号番号は、「I」から「J」に変更されており、備考欄には「重複取消 昭和 46 年 8 月」との記載が有ることから、このころ記号番号の重複取消の処理が行われたと考えられ、すべての申立期間の脱退手当金は昭和 46 年 8 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて記号番号の重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、5回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①は別番号

で管理されていたが、すべての申立期間の脱退手当金が請求された昭和46年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間については把握することが困難であったものと考えられることから、申立人が関与せずに脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給済期間である申立期間④の一部及び申立期間⑤を含めて、昭和41年8月から48年3月までの期間について、国民年金保険料を第2回の特例納付で納付していることから、その時点で当該支給済期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

加えて、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。